

知的財産による競争力強化専門調査会(第6回)

今後の検討に向けて

2008年 10月10日

キヤノン株式会社

専務取締役

知的財産法務本部

本部長

田中 信義

我が国においては、2003年に施行された知的財産基本法に基づき、これまで累次の知的財産推進計画を策定・実行し、様々な成果が上がったところである。

今後は、これまでの成果についてレビューを行い、今後の知的財産戦略の基本方針の在り方について検討を行うことになっているが、成果が上がったことによって初めて顕在化した問題についても議論していく必要がある。

1. 大学への支援

大学への支援のスキーム、特に特許出願の後の処理や費用支援方法が、産学連携や創造の促進になっているか見直す必要あり。

・大学、研究機関等の出願は、海外に出願し権利取得して初めて我が国の産業競争力の強化に貢献するが、大学、研究機関等における特許出願数は増加したものの、海外出願数はまだ充分ではないと思われる。費用の問題なのか、創造環境の整備がまだ不十分なのか、など検証する必要がある。共同研究等において**企業が肩代りして海外出願した件数等も検証する**必要がある。

・細切れに論文発表しているのでは、産業競争力のある特許を取得できない。学生の教育や卒業のための**論文発表と特許出願との関係**を整理し何らかの打開策を弄する必要がある。

2. 大学等の体制

大学、研究機関等において国費を投入して取得した特許が直接的乃至間接的に**パテントロール等に流通することがあっては**産業の発展を阻害する。大学等における組織維持費用等の問題を検証する必要あり。

3. 自動翻訳技術の研究開発支援

海外出願にかかる翻訳作業、翻訳費用が増大している。大学、研究機関等における海外出願の支援と並行して、自動翻訳技術の研究開発を支援し、その成果を自動翻訳ツールとして活用することは、産業競争力強化の推進に資すると考える。また海外において知的財産権の所望の財産価値を確保するためには適切な表現に翻訳しなければならない。そのためには自動翻訳の精度を向上させるための**日本語文章の明瞭化が重要**。日本語文章の明瞭化システムを含めた開発の支援を強化していく必要あり。

4. 紛争処理

紛争処理手続きが適切に機能しているかを検証するためには、地裁における無効抗弁容認率だけでなく、**判決前に和解したケースを含め総合的に**検証する必要あり。

5. 技術流出の防止(海外)

技術(ノウハウ)の保護への対応は国内だけでなく、中国等外国に対しても、**先使用权やその立証制度の整備**を働きかけ、ハーモナイゼーションを図る必要あり。

6. 東欧・ロシア等の実態把握

アジアだけでなく、日本企業が東欧・ロシア等で事業展開するためのデータとして利用できるよう、東欧・ロシア等の模倣品・海賊版の実態を調査する必要がある。

7. インターネット上での対策

インターネットオークションに関しては大手サービスプロバイダの努力による改善が見られるが、携帯サイトオークションに対する対策が必要。インターネットオークション以外では**B2Bサイト※**における**業者間の取引きに対して**対策する必要がある。

(※ビジネスマッチングサイト、トレードボード等と呼ばれるもの。)

8. 特許流通

産業発展、知的財産権の公正な活用に資するため、特許流通促進に対しての整備がなされるのは必要とも思うが、パテントロールに利することにならないような施策を制度的に作っておく必要あり。

流通の際の契約のあり方や、さらに2次的にパテントロールに渡さないような仕組み作りも必要。

9. 知的財産専門人材の育成

知的財産専門人材の育成に対する施策の成果は上がってきたが、**その後のフォローも必要**ではないか。

例として、

- ・司法試験に合格した企業従業者が司法研修所に入所するためには現制度においては退社しなければならない。
- ・企業内弁理士が海外赴任している場合でも、年会費を支払わなければ、退会扱いされる。

などの問題があり、実態に合わせた制度や運用を検討する必要あり。